

第1章 区の方針（・計画）

1 板橋区基本構想（平成 17 年 10 月 19 日議決・板橋区）

■基本理念

- (1)いのちと個性の尊重
- (2)まちづくりへの参画
- (3)未来への責任

■将来像

「いきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”」

■基本目標

- I のびやかに生きがいをもって暮らすまち
- II こころ豊かなふれあいと活力のあるまち
- III 安全で安心なうるおいのあるまち

2 板橋区基本計画（平成 18 年 1 月・板橋区）

■高島平地域の施策の展開

- ・高島平地域は、住宅地と産業拠点という二つの性格を有す
- ・今後の急速な高齢化に対応し、バリアフリー化や福祉関連サービスの充実など、住み続けられるまちづくりをめざす
- ・工業専用の土地利用により、地域産業の振興に努めるとともに、幹線道路沿いの不燃化や道路交通騒音防止対策を進める
- ・荒川沿いのスーパー堤防整備を誘導するとともに、河川敷に広がる緑と水辺の広大な空間を活用し、区民の憩いの場となるスポーツやレクリエーションの拠点として整備を進める

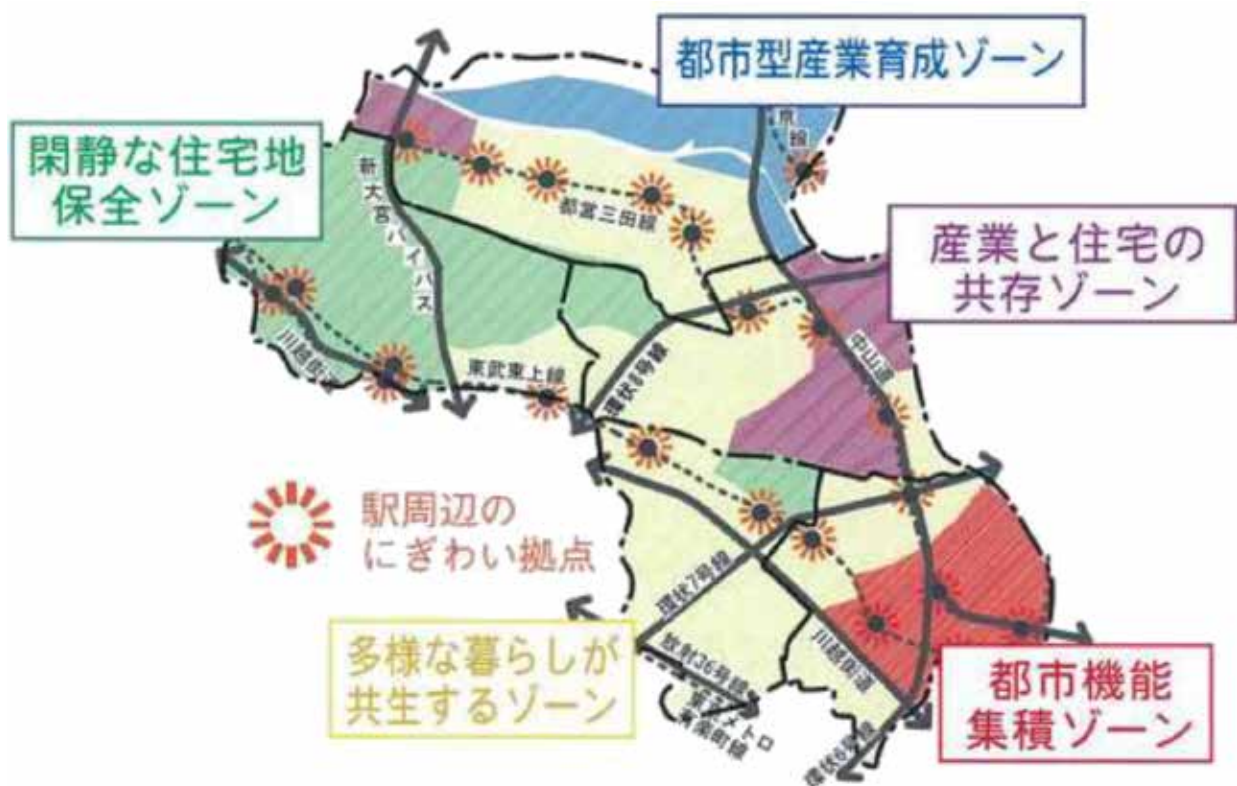
3 板橋区都市計画マスタープラン〔第2次〕（平成23年3月・板橋区）

■板橋区の将来像

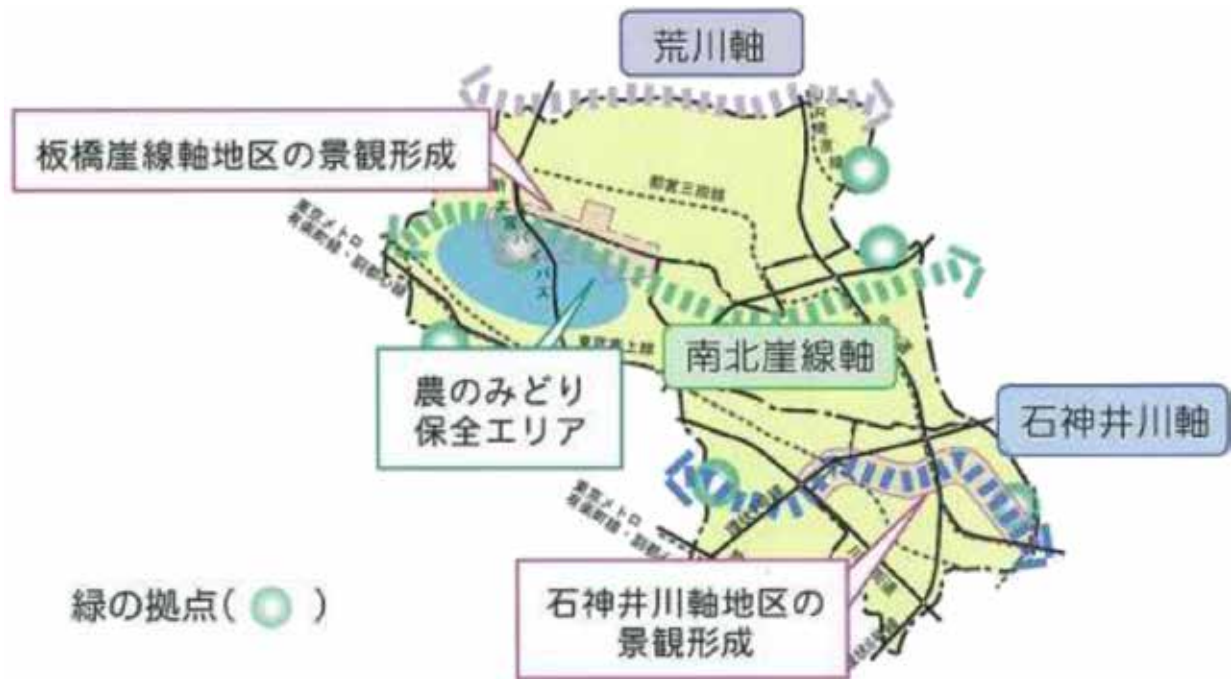
- ・対象地域は、「多様な暮らしが共生するゾーン」が大部分を占めており、周縁部は「閑静な住宅地保全ゾーン」、「都市型産業育成ゾーン」、「産業と住宅の共存ゾーン」となっている
- ・荒川軸や南北崖線軸は、景観・緑を形成する軸として位置付けられている

■板橋区の将来像を実現するための6つのまちづくり

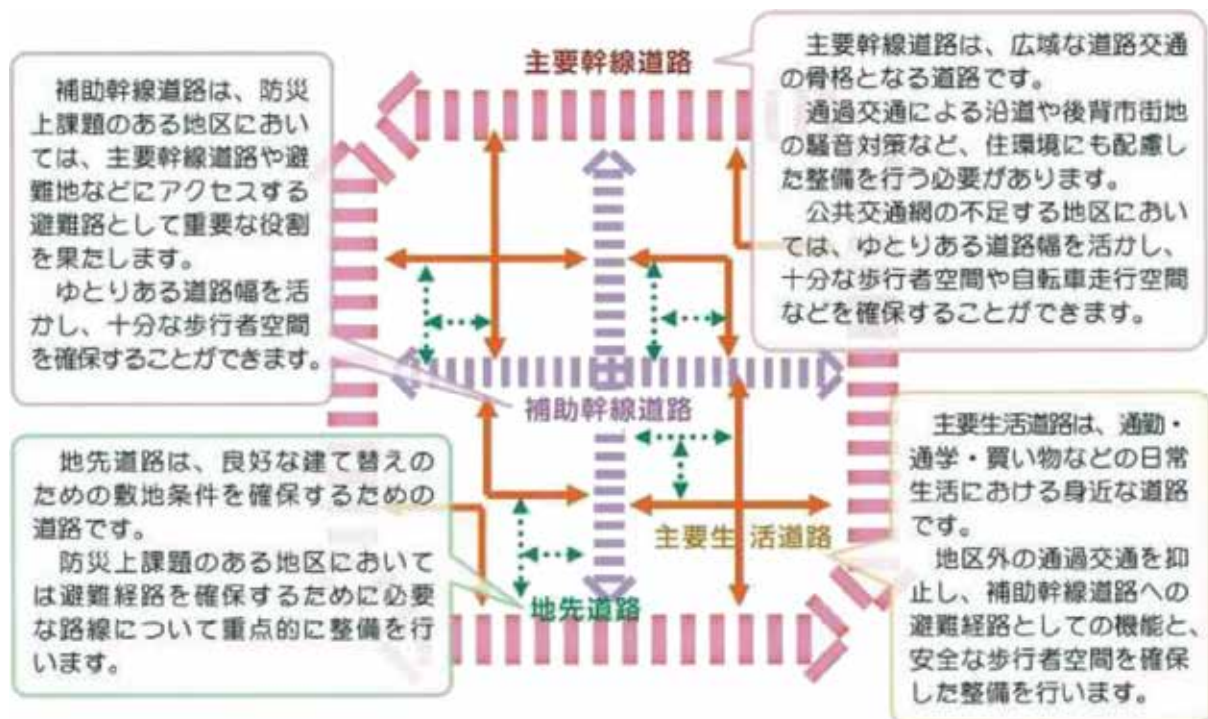
1. 誰もが円滑に移動できるまちづくり
2. 防災・防犯に配慮したまちづくり
3. 地域の特徴を活かしたまちづくり
4. 環境負荷の低減をめざしたまちづくり
5. 美しく魅力あるまちづくり
6. 多様な主体が参画するまちづくり



図：地域特性に応じた土地利用



図：景観・緑を形成する軸と緑の拠点の形成



図：道路網の段階的な構成イメージ



図：バリアフリー促進地区



図：板橋区自転車利用ネットワーク概念図



図：板橋区内の緊急輸送道路と避難場所



図：さまざまな景観、自然、歴史資源を活かした魅力あるまちづくりの展開

■高島平地域のまちづくりの目標

「誰もが住みやすく働きやすい活力にあふれた市街地の形成」

■高島平地域のまちづくりの方向性

・都市型産業の育成

都市型産業の育成をめざしたまちづくりの取り組みにより、工場の操業環境の維持を進める

・住環境の改善と環境に配慮した機能の導入

身近な道路・公園や大規模な住宅団地等の更新時において、高齢者や子育て層にとっても暮らしやすい、バリアフリーに配慮した良好な住環境の整備・維持管理を図る。また、環境に配慮したまちづくりを進める

・河川空間の拠点整備と維持管理

河川敷や緑道などの緑と水辺空間を軸として、災害時の拠点やスポーツ・レクリエーションの拠点としての整備、維持管理、利用を進める

図：地域別のまちづくり方針（高島平地域）



位置づけ	地区名	まちづくりの方針	まちづくりの取り組み・方策
まちづくり モデル地区	① 荒川・新河 岸川沿川 地区	都市型産業を育成し、産 業と暮らしが共生する まちづくり、河川空間の 拠点整備をめざします	・産業構造の変化に対応した都市型産業集積のまちづくりの推進 ・地区計画の策定や特別工業地区建築条例の見直し等による既存の工場等の操業環境の保全 ・日常時のレクリエーション活動や生物多様性にかかる環境保全活動、災害時の緊急船着場利用など、荒川沿岸空間の整備、維持管理、利用の推進
	② 中山道周辺 地区	産業と暮らしが共生する まちづくりをめざします	・特別工業地区建築条例の見直し等による工業用地の有効活用の推進 ・沿川や対岸、近接市街地にも配慮した都市に融合した工業立地の形成
	③ 浮間舟渡駅 周辺地区	住・商・工が共存する活 力あるまちづくりをめ ざします	・生活拠点機能と産業拠点機能の充実
まちづくり 推進地区	④ 高島平駅 周辺地区 及び高島平 団地地区	子どもから高齢者まで、 だれもが円滑に移動でき、 にぎわいのあるまちづ くりをめざします	・大規模住宅団地における住宅ストックの改善と生活支援機能の導入 ・駅周辺と大規模住宅団地のバリアフリー化の推進 ・大規模団地改修等に伴う環境に配慮したまちづくりの推進

※協働まちづくり推進地区

- ・地域のニーズや今後の取り組みを踏まえ、地域と区が協働してまちづくりに取り組む地区

※まちづくりモデル地区

- ・既に先進的な取り組みを行っている地区であり、今後も取り組みを継続・展開していく地区

※まちづくり推進地区

- ・今後まちづくりの取り組みを発展させていく地区

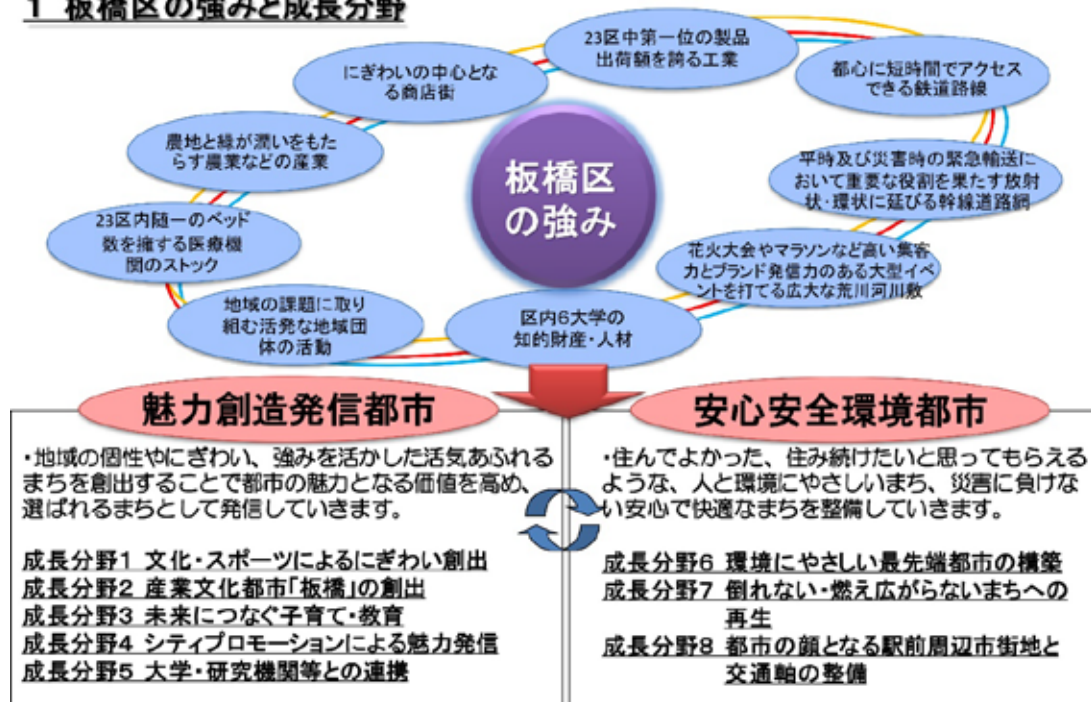
4 いたばし未来創造プラン（平成 25 年 1 月・板橋区）

■板橋区のめざす姿

少子高齢・人口減少社会が進行する中で、生産年齢人口の減少による区政経営の様々な課題を克服するため、“区政の持続的な発展を可能とする、生産年齢人口を増やし定住化を促す施策”を推進し、“いたばし力”の充実により、“東京で一番住みたくなるまち”の実現をめざす。

成長戦略の展開と経営構造改革の推進

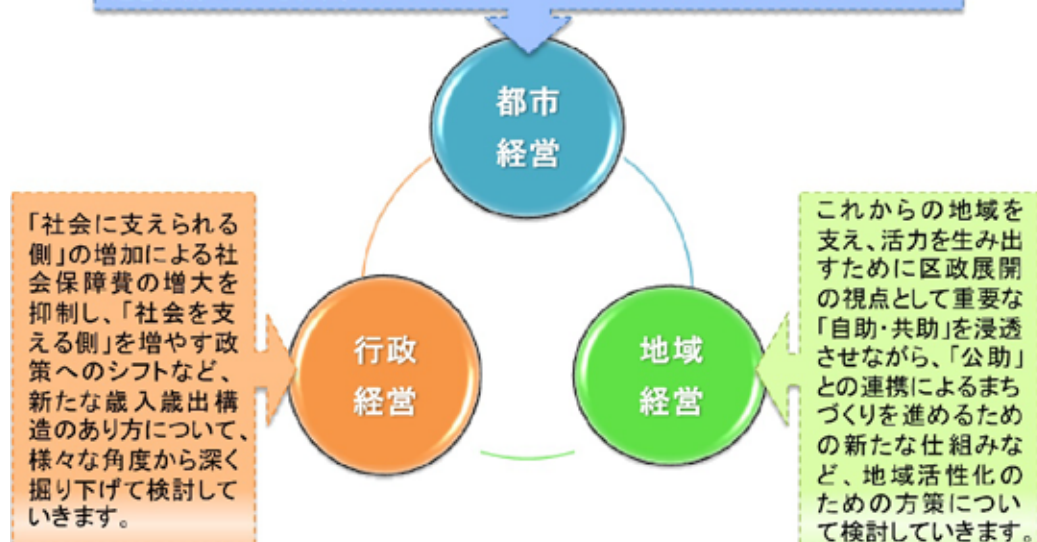
1 板橋区の強みと成長分野



2 成長戦略の展開を支える経営構造改革

経営構造改革を進めていくにあたっては、都市経営・地域経営・行政経営という3つの新たな視座のもと総合的に取り組んでいきます。

成長戦略で掲げる「魅力創造発信都市」「安心安全環境都市」といった2つの都市像の実現をめざす中で、生産年齢人口の定住化、とりわけ、税収を増やすといった観点から、人口構造や板橋の成り立ちをひもときながら、板橋がめざす都市構造を検討していきます。



■高島平地域の成長戦略の構築と展開

- ・急速に高齢化が進んでいるが、この地域は都心へのアクセスに優れ、産業が集積する新河岸地区を後背地に持つだけでなく、さらにその背後には広大な荒川河川敷、その対極には緑豊かな赤塚の森が控えるというロケーションにある
- ・団地のストック更新に合わせて再生させることができれば、職と住に加えて、生活に潤いをもたらす自然とレクリエーションの場が近接したモデル都市となりうる可能性が秘められている

■成長分野 8：都市の顔となる駅前周辺市街地と交通軸の整備

【安心安全環境都市】

- ・都市としてのイメージを高め、人々を引きつけ、誰もが「住みたい」「訪れたい」と感じる魅力と活力にあふれたまちとして板橋を再生するため、都市交通インフラの整備と併せた総合的なまちづくりを戦略的に進める
- ・板橋区の持続的な発展に向けて、ファミリー層の誘致や交流人口の増加などの視点を取り入れ、にぎわいや交流などの活力にあふれるとともに、「板橋区の顔」にふさわしい個性と魅力、優れた景観やデザインを備えたまちにすることをめざし、駅前の拠点整備を核とする都市再生を戦略的に進める
- ・【高島平地域のまちづくりの推進】 高島平団地は急速な少子高齢化を迎え、様々な課題を抱えている。一方、都心へのアクセスに優れ、公共施設も充実しており、将来的な団地の建替えも視野に入れながら、UR都市機構との連携協定に基づき、高島平団地を中心とした地域のまちづくりについて検討を開始する。

■事業計画

- ・高島平福祉園（障がい者福祉センター併設）の改修
- ・高島平健康福祉センター、地域包括支援センター
- ・自転車駐車場の整備（高島平駅東口 91 台、西口 92 台）
- ・公園・公衆トイレの整備（高島平七丁目第二公園、高島平五丁目第二公園）
- ・公園のバリアフリー化（高島平七丁目第二公園、高島平五丁目第二公園）
- ・高島平地域センター（区民事務所・区民館・児童館等併設）の大規模改修
- ・地域包括支援センターの増設

5 公共施設等の整備に関するマスタープラン（平成 25 年 5 月・板橋区）

各施設の更新の際には、本マスタープラン第 5 章「今後の施設整備に向けた基本的な考え方」に示している「総量の抑制に向けた取り組み」や「機能転換・複合化の検討方法」に基づき、高島平図書館や高島平地域センター・区民事務所・区民館・児童館、高島平健康福祉センターなどを集約・複合化するための更新手法の妥当性や法令等を含めた実現可能性について、検討する必要があります。

■高島平地域における今後の整備の方向性

【高島平地区】

- ・多くの公共施設が集積している地区であり、その種類も多種にわたっている。また、用途地域も第一種低層住居専用地域から商業地域や工業地域まで混在していることから、各施設の立地条件に注意して、複合化・集約化、用途転用などの検討を行う必要がある。
- ・また、高島平団地周辺においては、将来的な団地の更新も視野に入れて、まちづくりの観点から公共施設の更新・整備を検討する必要がある。
- ・廃止施設である旧職員住宅新河岸寮及び旧三園中継所処理棟については、本マスタープラン第 8 章で活用の方角性を示し、平成 25 年度の調査結果を踏まえて、活用方法を決定する。

【蓮根地区】

- ・築年数の経過した施設を中心に、適切な整備を行っていく。
- ・施設更新時期の到来を視野に入れた検討を行う。
- ・また、多くの施設が立地している状況から、周辺施設との複合化の可能性を含めて検討を行う。

【舟渡地区】

- ・リサイクルプラザや工場ビルなど、他施設との複合化になじまない施設もあり、複合化や集約化の検討が難しい地区である。
- ・当面は、各施設の適正な維持管理を実施し、施設更新時期の到来を視野に入れた検討を行う。

6 板橋区緑の基本計画【いたばしグリーンプラン 2020】（平成 23 年 3 月・板橋区）

■緑の将来像

みんなで育む緑にかこまれて あなたと私が輝くまち“板橋”

基本方針 1：板橋らしい風土と自然環境を支える緑を守り、再生します

基本方針 2：快適な暮らしを守る身近な緑を創出し、良好に維持します

基本方針 3：みんなで守り育む緑のまちづくりを推進します

■計画の数値目標（平成 32 年度末まで）

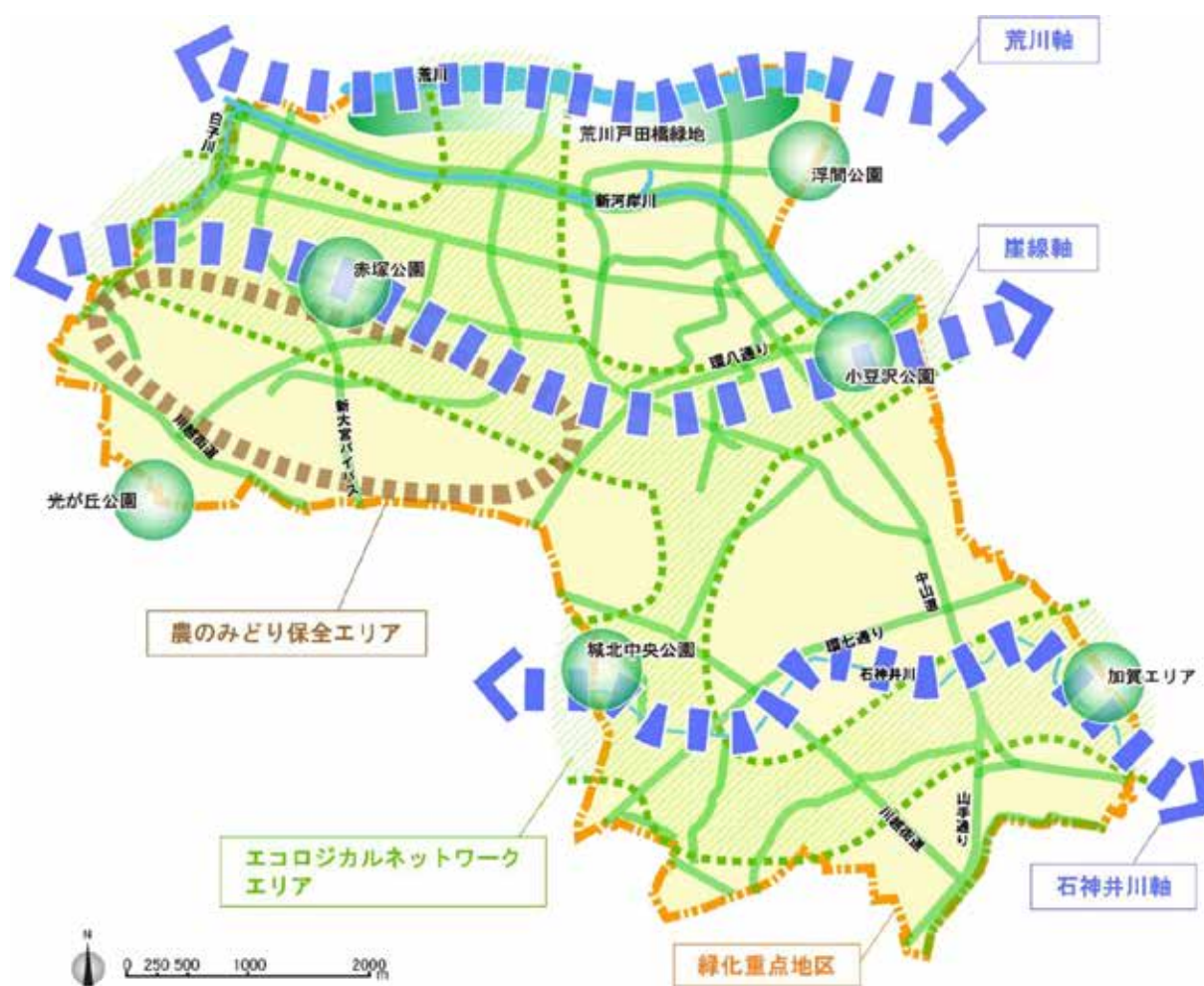
- ・植生被覆率 19.3% → 21.0%
- ・公園率 5.85% → 6.00%
- ・公園・自然に関する区民満足度 48.4% → 60.0%
- ・緑のイベント・協働活動参加者数 延べ 500,000 人

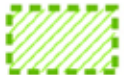
■緑の将来構造

- ・板橋の緑と水の特徴づける荒川・崖線・石神井川を骨格となる 3 つの「緑の軸線」に設定し、その資源の質や魅力をさらに高めていくことをめざす
- ・区を東西に横断する 3 つの「緑の軸線」間をつなぐ緑のネットワークとして「緑の副軸線」を位置付け、様々な施策の連携により、これを軸とした周辺エリアへの緑の拡充をめざす
- ・緑の拠点となる大規模公園等の機能の充実と、「農のみどりの保全」「生物多様性の向上」に着目したエリアの設定を行い、地域の特性を活かした緑のまちづくりを進める
- ・板橋区全域を緑化重点地区に指定し、計画事業の総合的な推進によって、緑の将来構造の実現をめざす

植生被覆率：地区の面積に対する樹木被覆地及び草地、農地等の植生（植物体）に覆われた面積の割合。なお、植生被覆地は、植生の有無のみをデジタルデータとして抽出している。

図：緑の将来構造

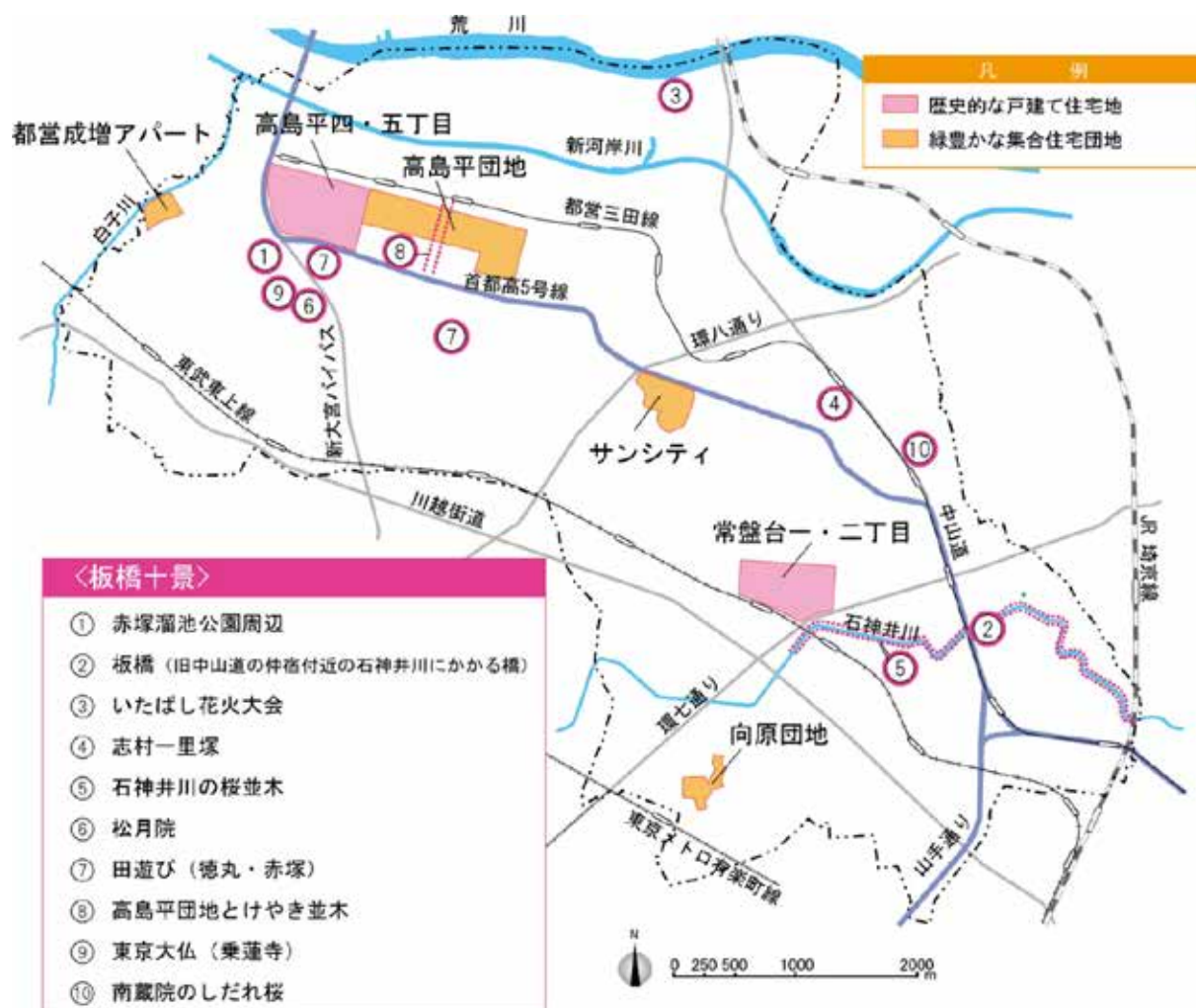


区 分	表 示	名 称	将来構造に向けた方向性
緑の骨格		荒川軸	河川敷の自然環境とレクリエーション利用との共存を図った保全・整備により、自然豊かな緑と水の軸線の形成を目指します。
		崖線軸	荒川河岸段丘と中小河川の谷戸沿いに残存する樹林地の保全を重点的に進め、板橋の風土と自然環境を支える緑の軸線を将来に引き継ぎます。
		石神井川軸	板橋十景の桜並木を重要な景観資源として活用するとともに、沿川の緑化推進により、まちなかの緑と水の軸線の魅力向上を目指します。
		緑の副軸線	河川・幹線道路の緑・緑道を3つの軸線を結ぶ副軸線として位置付け、緑のネットワークによる景観・防災・レクリエーション等の充実を目指します。
緑の拠点		大規模公園	区の緑の拠点となる大規模公園や公園集積エリアにおいて、レクリエーション・防災・環境保全・景観など様々な公園機能の向上を目指します。
緑のエリア		緑化重点地区※1	緑の不足地域への緑化や、軸線を結ぶ緑のネットワーク、エコロジカルネットワークの充実を図るため、区全域を緑化重点地区に指定します。
		農のみどり保全エリア	農地が集積するエリアにおいて、農的な緑の景観の保全を進め、板橋らしい風土を大切に守っていくことを目指します。
		エコロジカルネットワークエリア	樹林地の保全や市街地の緑化の推進による緑の連続性の確保によって、都市の生物多様性の保全と再生を目指します。

※1 都市緑地法第4条に定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」。

■特色ある緑の景観

- ・常盤台のように昭和の初期から整備が進められた住宅地や、高島平、成増、向原周辺など高度経済成長期に計画的に整備された大規模集合住宅団地では、豊かな緑がうるおいある街並み景観を形成
- ・この他にも、区内には特色のある緑の景観があり、「板橋十景」に選定されている箇所もある



図：区内の特色ある緑の景観

7 板橋区住宅マスタープラン（平成 23 年 3 月・板橋区）

■住宅施策の課題（都営・UR・公社住宅）

- ・区内には、都営やUR、公社の賃貸住宅が多数あることから、高齢者や子育て世帯など、世帯状況に応じた住宅の供給や老朽ストックの更新に向けて、引き続き東京都やUR、公社と連携を図っていく必要がある

■基本理念

- 1 住まいは、いのちを守る基盤、個性を育む器
- 2 区民と行政の協働による住まい・まちづくりへの参画
- 3 環境や美しい街並みへの配慮など、次世代に引き継ぐ住まいと住環境

■基本目標

「いのちを守り・育み、安心して暮らせる“豊かな住生活”をめざして」

■個別目標

- 1 安心・安全で良質な住まい・住環境の実現
 - 2 誰もが地域で住み続けられる、多様な住まい・住環境の実現
- 既存の都営住宅、UR賃貸住宅や公社賃貸住宅の建替え時に、高齢者世帯や子育て世帯の生活を支援する施設の併設を要望していきます。
- 3 環境に配慮した、住まい・住環境の実現
 - 4 区民と事業者等と行政の協働の形成

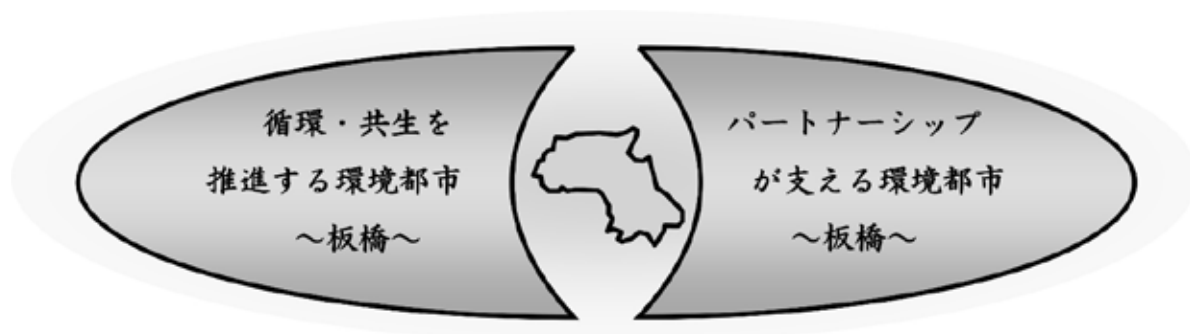
■重点施策 1：区民が安心して住み続けられるための住環境の構築

- ・高島平団地（高島平二丁目、三丁目）大規模集合住宅をモデルとしたニーズ調査を実施し、利用者のニーズに応じた介護予防、介護、生活支援、医療や住まいなどを適切に組み合わせて提供する、高齢者地域包括ケアシステムの構築をめざします。

8 板橋区環境基本計画（第二次）（平成 21 年 3 月・板橋区）

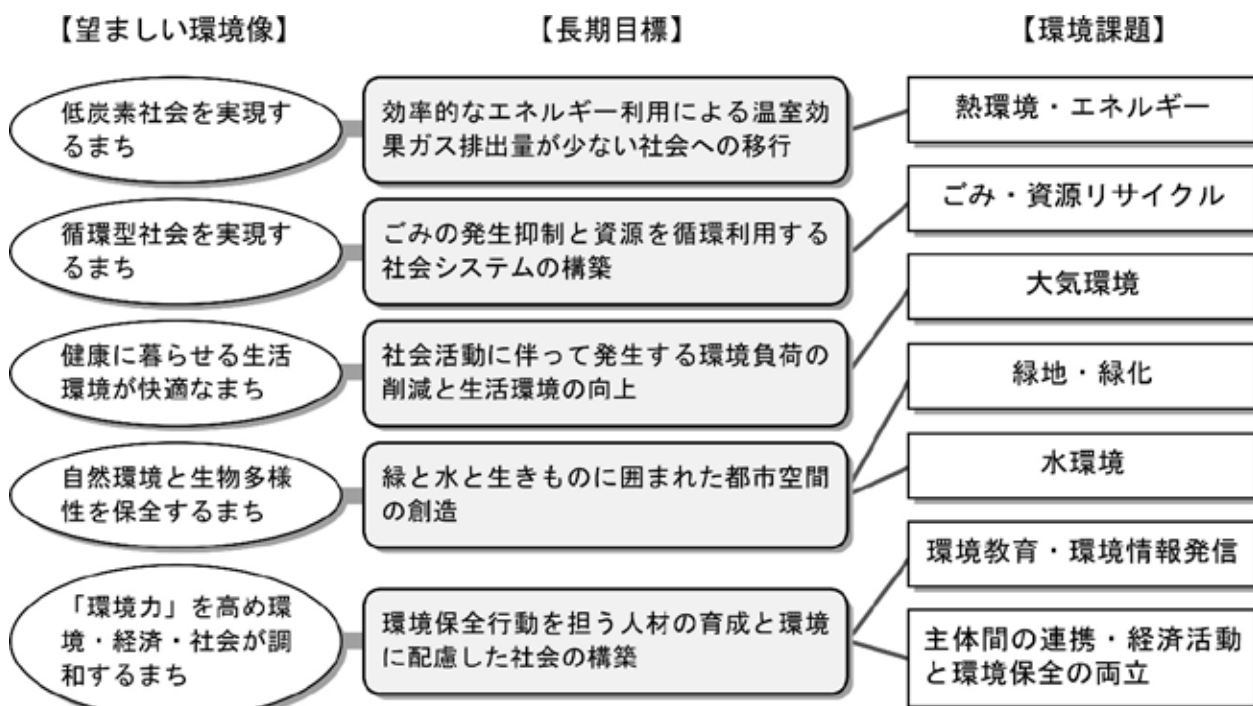
■基本理念

- ・地球温暖化を始めとする様々な環境問題が顕在化しつつある今日、経済活動を環境に負荷をかけ過ぎないものに改めていくことで、環境と共生していくような暮らし方を実現させる必要があります。そのためには、区民・事業者・行政が一体となって、エコポリス板橋の実現に向かって前進していかなければなりません。板橋区の良い環境を次世代の子どもたちに残していくことは私たち現世代の使命であるといえます。



■望ましい環境像

- ◇「低炭素社会を実現するまち」
- ◇「循環型社会を実現するまち」
- ◇「健康に暮らせる生活環境が快適なまち」
- ◇「自然環境と生物多様性を保全するまち」
- ◇「環境力」を高め環境・経済・社会が調和するまち



図：望ましい環境像・長期目標・環境課題の関係

9 板橋区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（平成 25 年 3 月・板橋区）

■区が取り組む地球温暖化対策

基本方針と施策の方向性

基本方針 1 【エネルギー】 エネルギーを賢く作り使う

- 1-1 省エネルギー行動の促進
- 1-2 建築物等の省エネルギー化
- 1-3 再生可能エネルギー等の導入拡大

基本方針 2 【快適】 涼しく緑あふれる居心地のよい空間をともにつくる

- 2-1 ヒートアイランド対策
- 2-2 緑化の推進

基本方針 3 【まちづくり】 地球にやさしいインフラを整える

- 3-1 交通分野での対策の推進
- 3-2 環境負荷を抑制したまちづくりの推進

基本方針 4 【産業】 環境産業の発展で地球を支える

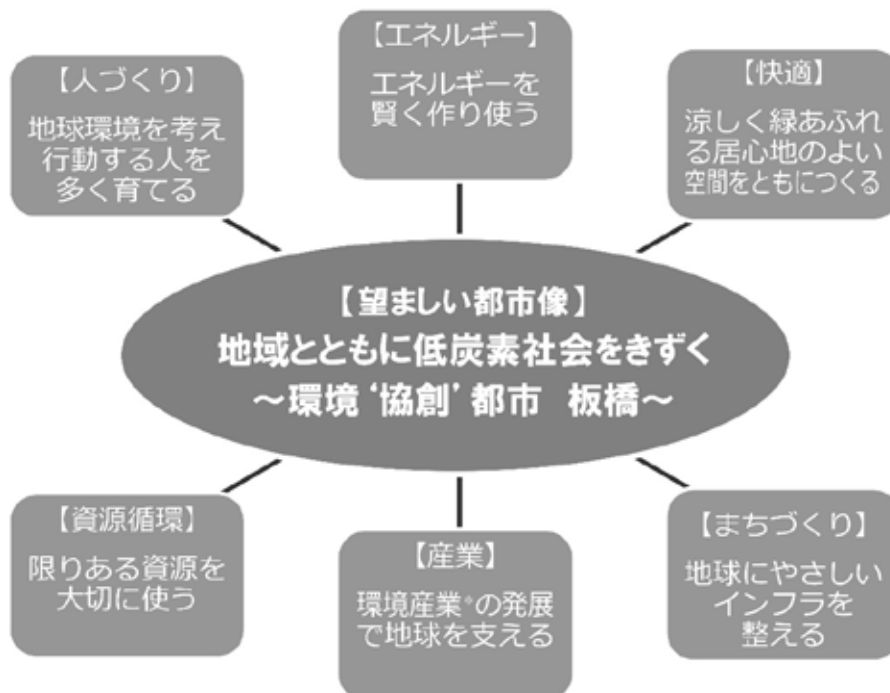
- 4-1 環境経営の推進
- 4-2 環境産業の振興

基本方針 5 【資源循環】 限りある資源を大切に使う

- 5-1 ごみの減量
- 5-2 リサイクルの推進

基本方針 6 【人づくり】 地球を考え行動する人を多く育てる

- 6-1 協働の推進
- 6-2 区民・事業者への情報提供
- 6-3 環境教育・環境学習の推進



図：望ましい都市像と基本方針

10 板橋区都市景観マスタープラン（平成20年5月・板橋区）

■高島平地域の景観形成方針

- ・荒川の水と緑を生かしたゆとりとうるおいのある景観づくりを進めます。また、高島平周辺は、商業・業務・文化などの資源を生かした、舟渡・新河岸周辺は、地域と工場が共存した、住みやすく活力にあふれた景観形成をめざします。

■目標と視点

目標 「ひと、もの、まち」がバランスよく調和した景観づくり」

- 視点1 特徴ある自然（崖線や河川などの特徴ある自然を大切にします）
- 視点2 歴史と文化（街道や崖線上に点在する歴史的な景観資源を大切にします）
- 視点3 暮らしのある街並み（毎日暮らす身近な街並みの、個性と美しさを大切にします）
- 視点4 区民と区の協働（区民と区が協働して景観づくりに取り組みます）



図：景観形成の基本方針

■景観形成の基本方針（○）と推進方策（●）

（崖線）

- 地形を生かした景観の保全
- 崖線の緑と一体的な湧水の景観の保全
- 崖線の緑を保全するための、地域のルールづくり。
- 崖線の緑の眺望を保全するための、崖線内やその周辺における建築物の高さや規模、屋根形状などの規制・誘導。 など
- 貴重な湧水を絶やさないための、湧水保全区域の指定や、浸透性の高い雨水排水施設の設置促進などによる、崖線周辺の自然浸透水の確保。

（川）

- 広大な荒川の水と緑を生かした景観の形成
- 身近な河川である石神井川と新河岸川での地域と密着した景観の形成
- 荒川：河川敷の現在の利用に加え、広大な自然空間を生かした利用。
- 荒川：橋梁や護岸における、水上から見た時の圧迫感軽減や、周辺景観との調和を図るための、素材・色彩・形状などデザインへの配慮。 など
- 石神井川・新河岸川：川と一体となった川沿いの街並み景観の形成のための、川側へ建築物の顔を向けることを意識した緑化・建築物位置・高さなどの規制・誘導。 など

（道）

- 街道の歴史を生かした景観の形成
- 幹線道路沿道の魅力ある街並み景観の形成
- 街道の歴史に配慮した、個性ある通りの修景と演出のための、電線類の無電柱化・歩道の舗装・街灯やサインの工夫。
- 歴史的な雰囲気への保全・創出のための、歴史・文化資源の周辺建築物のファサードや塀のデザインの工夫。 など
- 幹線道路らしい風格ある景観形成のための、沿道地域の個性を大切にした電線類の無電柱化・歩道の舗装のデザイン・街路樹などの道路緑化。
- 道路に面する敷地の緑化や、地域の個性を生かした建築物のデザインや屋外広告物の規制・誘導。 など

（商店街）

- にぎわいのある商店街づくりに向けた景観の形成
- 地域性を生かした個性豊かな商店街の景観の形成
- 街の顔にふさわしい駅前・沿道の景観の形成
- 商店街の活性化とにぎわいの景観づくりをめざした、一階部分における店舗利用の維持保全や、街灯・看板・ファサードなどのデザインの統一による、商店街のまとまりある街並み景観の形成。
- 個性的な景観を実現するための、地域の要望・意見の取り入れや商業看板など屋外広告物の規制・誘導。 など

(住宅地)

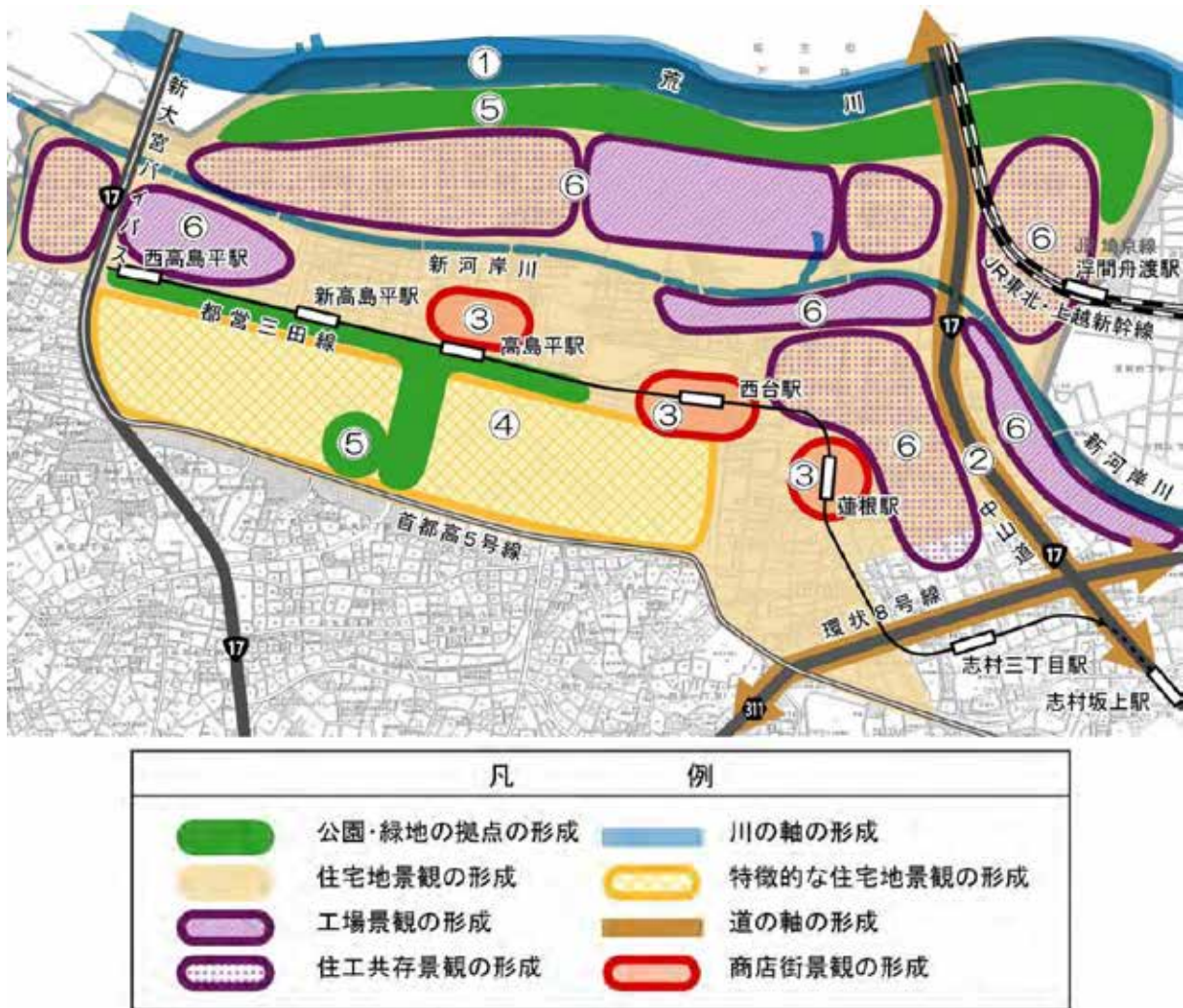
- 良好な戸建て住宅地の景観の形成
 - 周囲と調和した集合住宅の景観の形成
 - 住みやすく美しい住宅地の景観形成のための、敷地内の道路に面する部分の植栽や生垣化の推進。
 - 景観地区などを活用した、建築物の高さ・形態・色彩などの規制・誘導。など
- (公園・緑地)
- まとまった緑の景観の保全・活用
 - 公園内外からの眺めを考慮した、エントランス部や道路から見える緑の印象的な配置・高さ・樹種への配慮。
 - 公園・緑地内外の主要な眺望点からの見え方を考慮した、緑の眺望を阻害することのない建築物の配置・形態・意匠の規制・誘導。など

(農地)

- 身近な農の景観の保全
- 計画的な農地の保全のための、生産緑地地区の指定の推進。
- 区民などと協力した、農地を保全する新しい制度の検討。など

(工場)

- 地域と共存した工場のある景観の形成
- 周囲の街並み景観との調和を図るための、接道面・敷地内・壁面の緑化や、建築物の外観デザイン・高さ・配置などの規制・誘導。
- 工場に対する区民の理解の促進と、景観資源としての意識の醸成。など



図：高島平地域 景観形成方針図

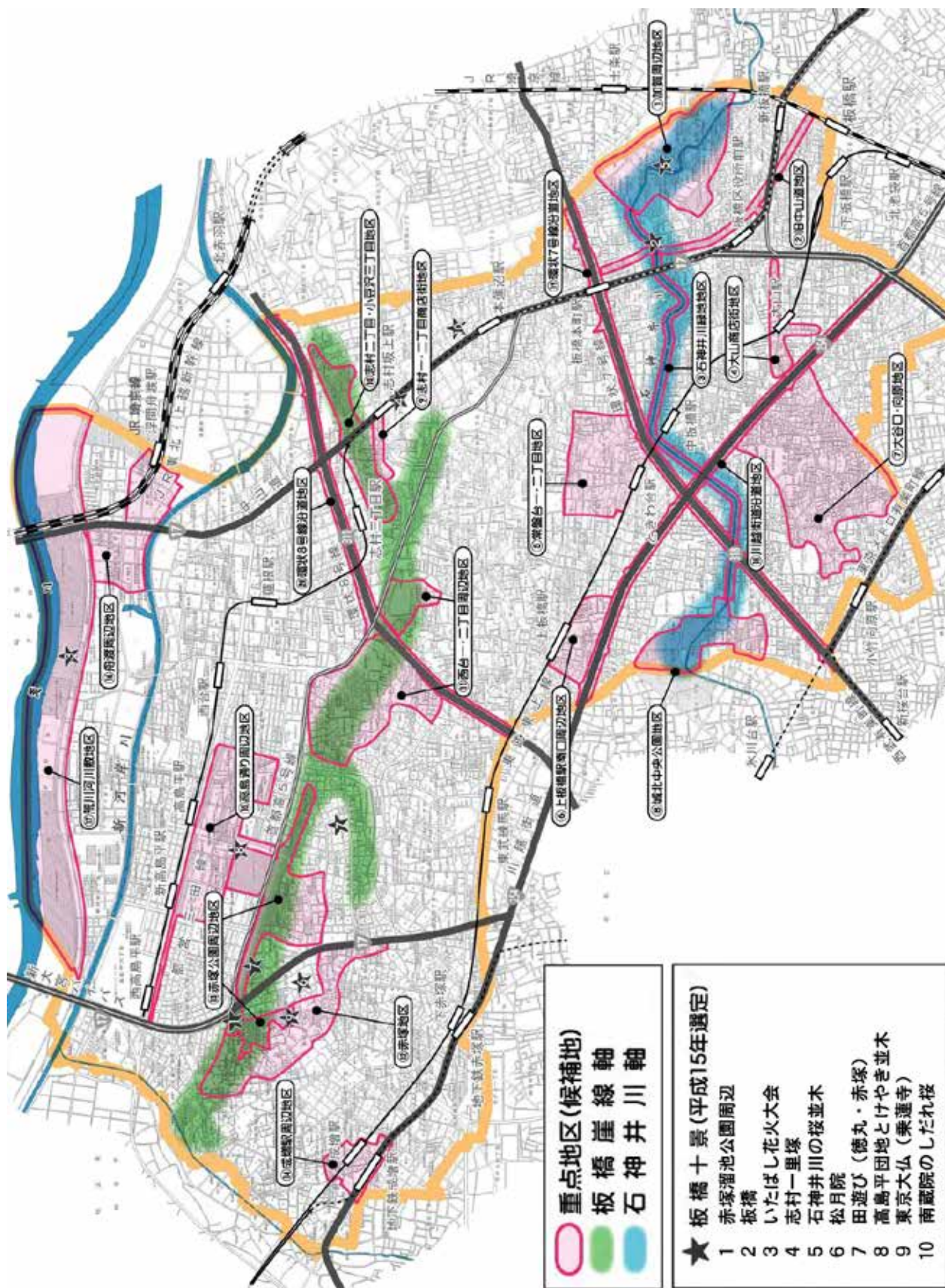
重点地区（候補地）

「高島通り周辺地区」が重点地区（候補地）となっている

- ・特徴的な緑の連続による、街路景観の維持、保全
- ・特徴的な集合住宅団地の景観保全
- ・街路樹・住宅地・公園の緑のネットワークの形成

「赤塚公園周辺地区」が重点地区（候補地）となっている

- ・赤塚公園周辺と周辺文化施設を生かし、自然と歴史と文化を感じる景観の保全・形成



図：重点地区（候補地）

1 1 板橋区景観計画（平成 26 年 1 月・板橋区）

板橋区は、平成 23 年 3 月 23 日に景観行政団体となり、同年 8 月 22 日から景観法に基づく板橋区景観計画の運用を開始しています。届出対象行為・規模が定められています。

■板橋崖線軸地区（景観形成重点地区）

- ・区の象徴的かつ次世代に引き継いでいくべき景観資源であり、周辺には板橋十景に選定される神社・仏閣等が点在する崖線を含む地区として、赤塚溜池公園、赤塚公園を中心とする崖線と、その周辺に点在する神社仏閣を含む範囲（下図の緑線の内側の区域）が景観形成重点地区に位置付けられている。

【板橋崖線軸地区の景観形成の方針】

- 崖線の眺望、崖線からの見晴らしを守り、生かした景観の形成
 - ・崖線の眺望を守るため、建築物や屋外広告物などの高さや緑と調和した色彩に配慮した景観づくりを進める。
 - ・坂道・高低差といった地形を守り、過去から受け継がれた眺望・見晴らしを保全する。
- 四季の彩りを生かし、崖線の緑と調和・連続した景観の形成
 - ・家の周りなど、身近なところから緑を育て、崖線の緑と一体となった緑の回廊を形成する。
- 水と緑のうるおいのある景観の形成
 - ・貴重な湧水と崖線の緑のうるおいのある景観を守り、生かした景観づくりを進める。
- 歴史・文化的資源を生かした、風情のある景観の形成
 - ・赤塚城址や松月院などの歴史・文化的資源周辺では、これらの景観資源の保全と歴史・文化的資源との調和に配慮した景観づくりを進める。



図：板橋崖線軸地区の区域

1 2 板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画（平成 12 年板橋区・豊島区）

板橋・豊島両区が、平成 11 年 12 月 9 日、建設省の自転車利用環境整備モデル都市に指定されたことを受け、今後都市における日常的な交通手段として、自転車の利用促進を図るため、自転車が快適かつ安全に走行できる空間の整備に向けた基本計画としてまとめた。計画としては長期間に渡るが、同基本計画書は主に平成 15 年度までの整備を重点においている。

■基本方針

基本方針は、「**官民協働（コラボレーション）による自転車のまちづくり**」を目標に掲げ、

- ・電車・バス等の公共交通と一体となった安全で便利な「自転車交通システムの確立」
- ・高齢化社会への対応や心身のリフレッシュを目標にした「健康・福祉の増進」
- ・放置自転車対策、自転車利用マナー向上、自転車による地域連携をめざした「文化振興・環境形成」

の 3 つをコンセプトとして設定している。

■自転車道・自転車駐車場の整備

平成 13 年度までに自転車道を 0.8 km、自転車駐車場を 1 箇所、平成 14・15 年度で自転車道を 11.7 km、自転車駐車場を 2 箇所、平成 16 年以降に残る路線等を整備する予定である。

自転車走行空間の整備

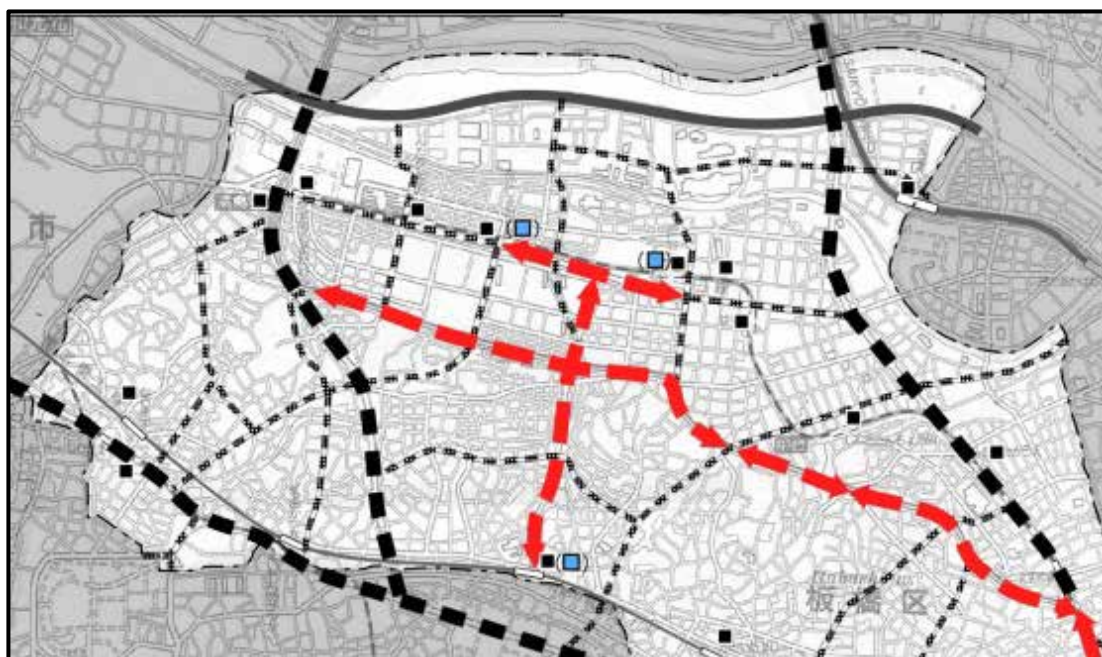
- ◇人と車と自転車の分離
- ◇自転車道整備による自転車利用促進
- ◇魅力ある空間形成
- ◇板橋区・豊島区を含めた広域的な自転車道ネットワークの構築

駐輪場の整備

- ◇官民協働による自転車駐車場の確保
- ◇立体的・効率的な自転車駐車場の収納方式の導入
- ◇公園空間の活用
- ◇道路空間の活用
- ◇道路空間の利

■ソフト事業展開

ソフト事業については、官民協働の理念のもと、官民各々の役割分担に基づいて事業を展開するものとし、区としてはレンタサイクル事業や緊急雇用対策と一体となった街路指導員による自転車放置対策を推進し、また民間としては N P O、P F I 等を活用した駐輪場確保、放置自転車撤去作業、自転車利用促進・マナー向上のためのイベントの開催を推進していくものとする。



凡例：自転車利用ネットワークの設定		
自転車走行空間の種別	整備済	整備対象
コリドー路線		
コミュニティ路線		
レクリエーション路線		
自転車駐車場		
レンタサイクル		
平成15年までに整備予定路線		

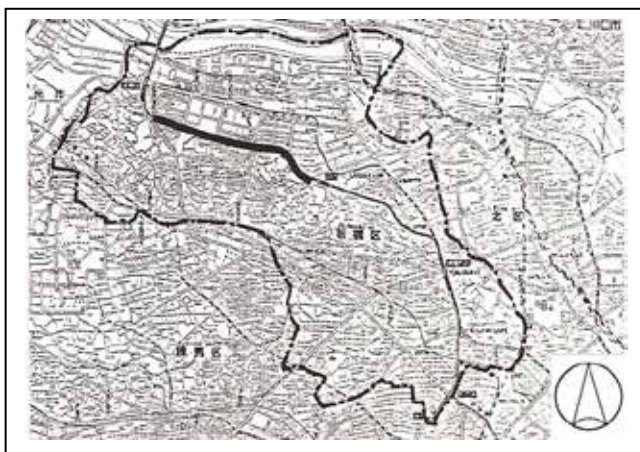
図：高島平地域周辺の自転車利用ネットワーク

■路線別整備計画

○長後赤塚線（都道）

【整備方針】

板橋区と豊島区を広域的に連絡する路線の板橋区側の起点であり、赤塚公園の緑地沿いを走る路線である。自転車ネットワークにおける広域的な東西の骨格となる路線としてのシンボル性、走行性に配慮した整備を図る。



●広域路線位置図

【整備内容】

・車道上の分離型

首都高速5号線が上部を走る6車線道路で路肩も広いことから、車道上路肩部を活用した幅員2.5m（路側を含む）の独立した自転車走行空間を両側に整備する。

・歩道上の分離型

歩道幅員が5.3mと広いことから現況の植栽を活かしながら、カラー舗装や縁石等によって歩行者と自転車を分離し、歩道上に幅員2.0m（分離施設を含む）の独立した自転車走行空間を両側に整備する。

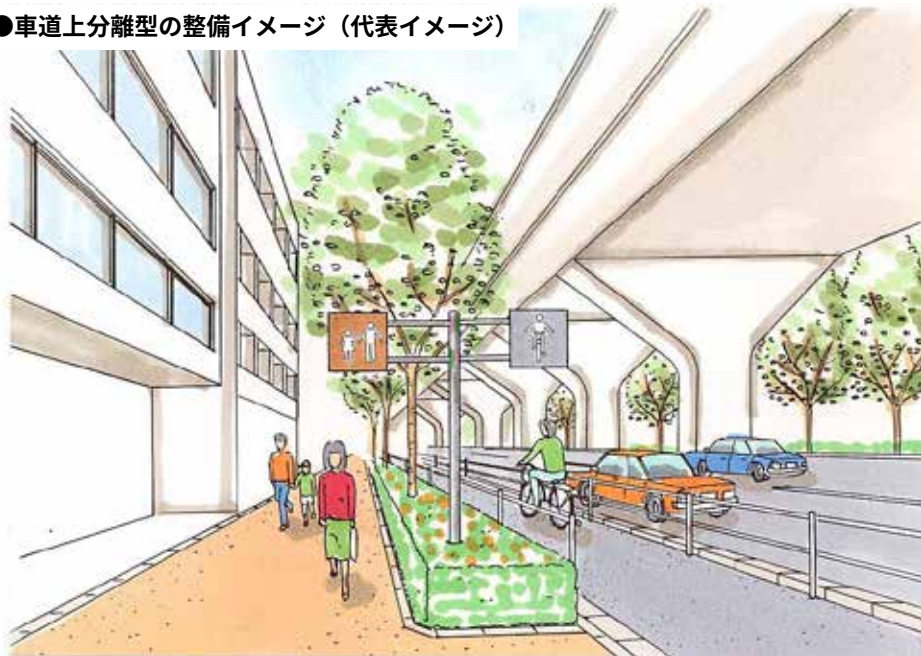
・歩道上の共存型

現況の植栽及び道路構成をそのまま活かし、歩道上で歩行者と自転車が共存する走行空間として整備する。

■車道上分離型の場合の整備メニュー（案）

- ・車道部における自転車走行空間のカラー舗装化（カラーアスファルト舗装等）
- ・縁石、ガードパイプ（ガードレール等）
- ・案内サイン
- ・路面案内表示

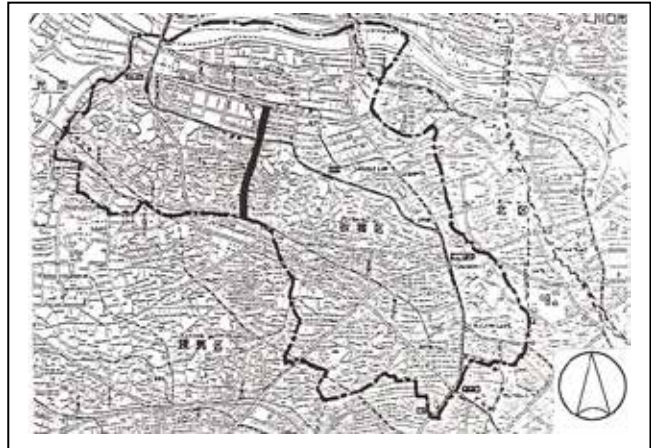
●車道上分離型の整備イメージ（代表イメージ）



○不動通り（区道）

【整備方針】

板橋区の北部地域を南北に縦断する路線であり、三田線が走る高島通りと東武練馬駅を結ぶ路線である。また高島平と徳丸・西台といった地域間を結ぶことから利便性、周辺環境との調和に配慮した生活幹線にふさわしい整備を図る。



●広域路線位置図

【整備内容】

・車道上の分離型

首都高速5号線以北の区間は2車線道路で、路肩も広く、両側にパーキングメーターが設置されていることから、路肩部・パーキング部分を活用した幅員2.5m（路側を含む）の独立した自転車走行空間を両側に整備する。

・歩道上の共存型

現況の車道上のパーキングメーターはそのまま残すとともに、ツリーサークルの設置等によって歩道上の空間を活用し、歩行者と自転車が共存した自転車走行空間を両側に整備する。

■車道上分離型の場合の整備メニュー（案）

- ・車道部における自転車走行空間のカラー舗装化（カラーアスファルト舗装等）
- ・縁石、ガードパイプ（ガードレール等）
- ・案内サイン
- ・路面案内表示

●車道上分離型の整備イメージ（代表イメージ）

